



里親が育てる。

社会が支える。

令和2年11月18日

日本ファミリーホーム協議会 行政説明
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

社会的養育の推進に向けて

～家庭養育の推進を中心に～

1. 社会的養護の現状

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			12,315世帯	4,379世帯	5,556人		ホーム数	372か所
	区分 (里親は 重複登録 有り)	養育里親	10,136世帯	3,441世帯	4,235人			
		専門里親	702世帯	193世帯	223人			
		養子縁組里親	4,238世帯	317世帯	321人			
親族里親		588世帯	558世帯	777人				
					委託児童数	1,548人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	50か所	58か所	226か所	176か所
定員	3,857人	31,826人	1,985人	3,609人	4,672世帯	1,148人
現員	2,678人	24,908人	1,366人	1,226人	3,735世帯 児童6,333人	643人
職員総数	5,048人	18,869人	1,384人	1,815人	2,084人	858人

小規模グループケア	1,790か所
地域小規模児童養護施設	423か所

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成31年3月末現在)

※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成30年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成30年10月1日現在)

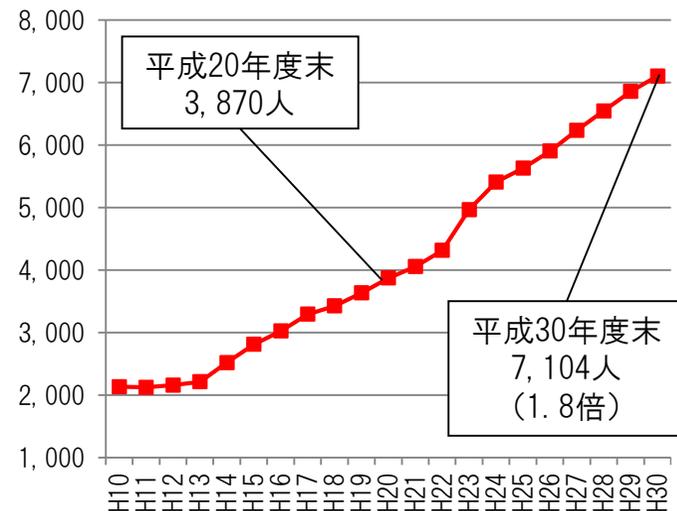
※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成31年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

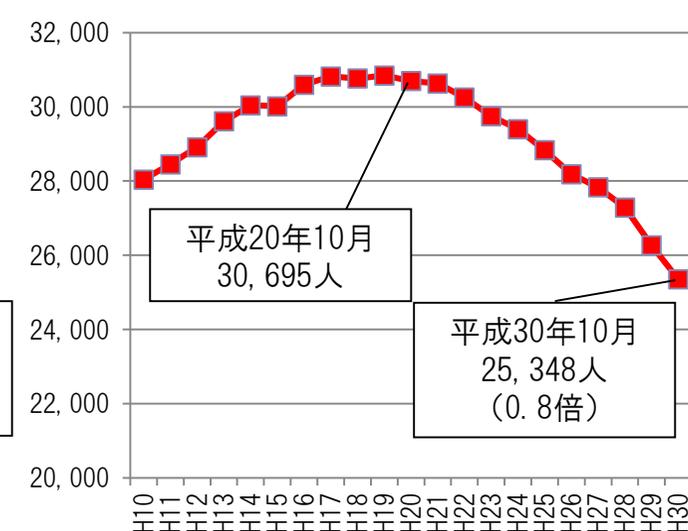
(2) 要保護児童数の推移

過去10年で、里親等委託児童数は約2倍、児童養護施設の入所児童数は約2割減、乳児院が約1割減となっている。

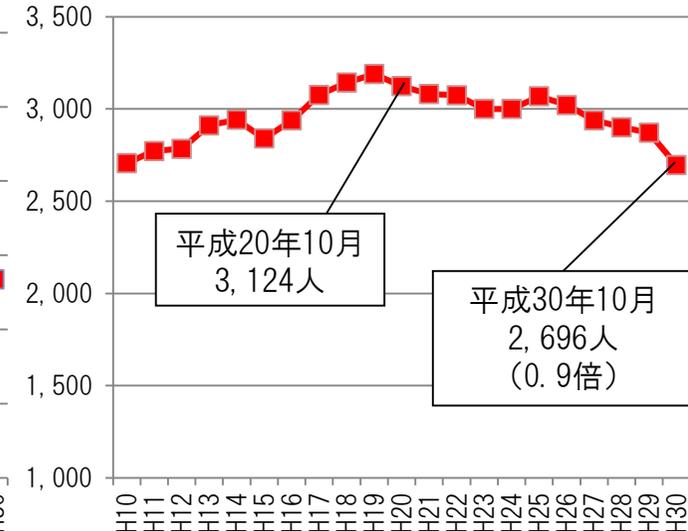
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

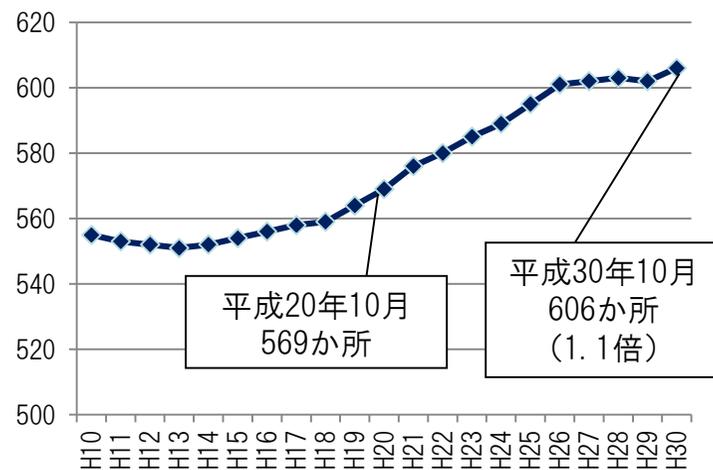


○ 乳児院の入所児童数

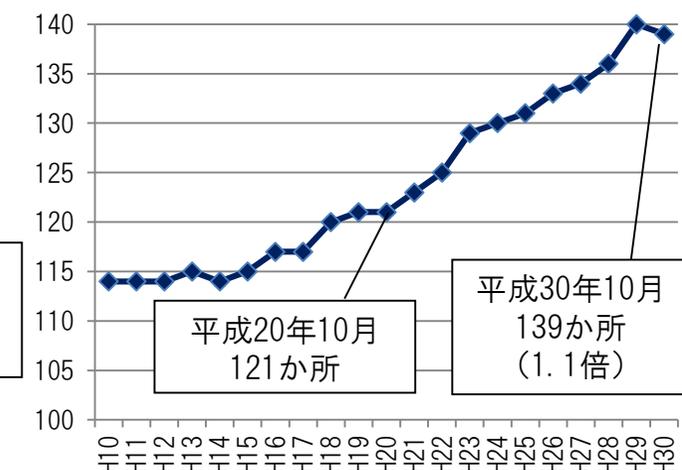


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在（社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ）
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在（福祉行政報告例）

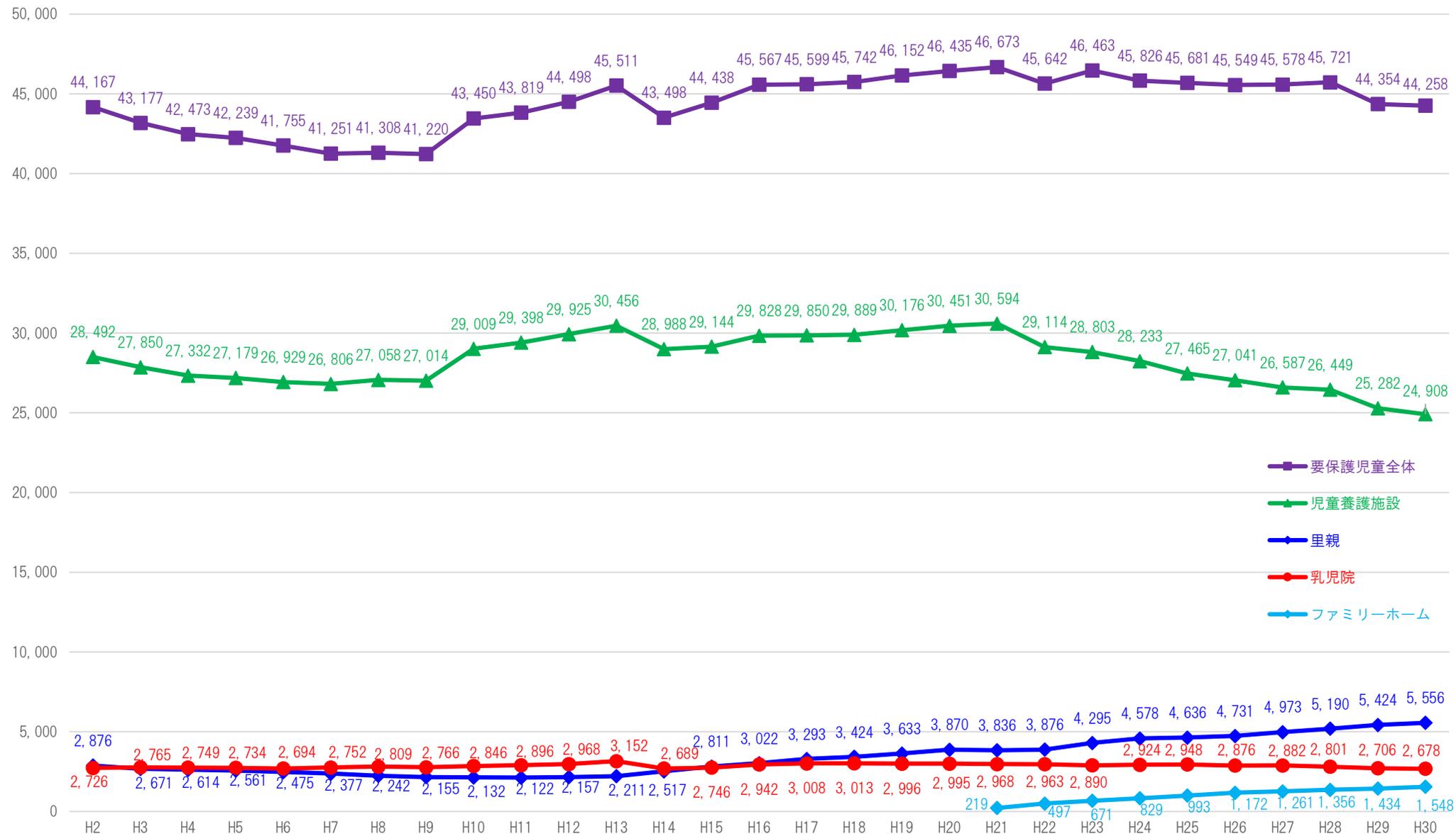
○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



(参考) 要保護児童数 (全体) の推移



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）

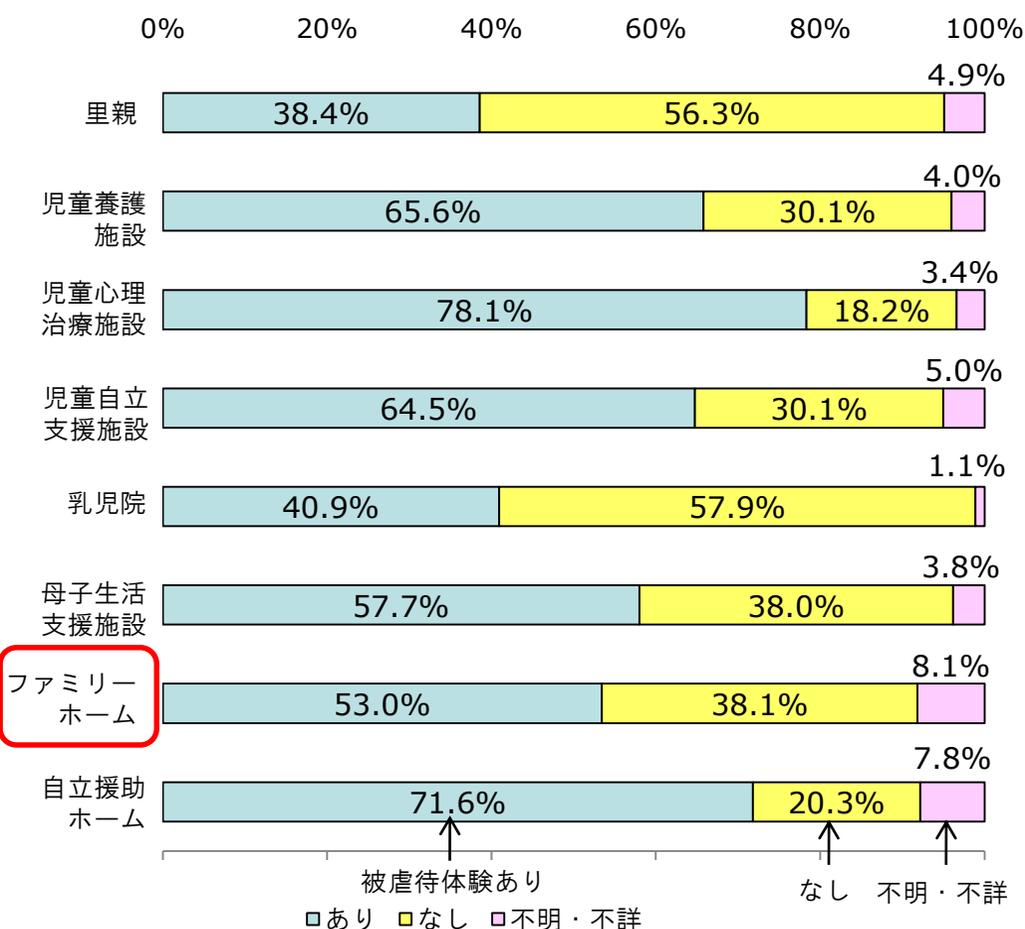
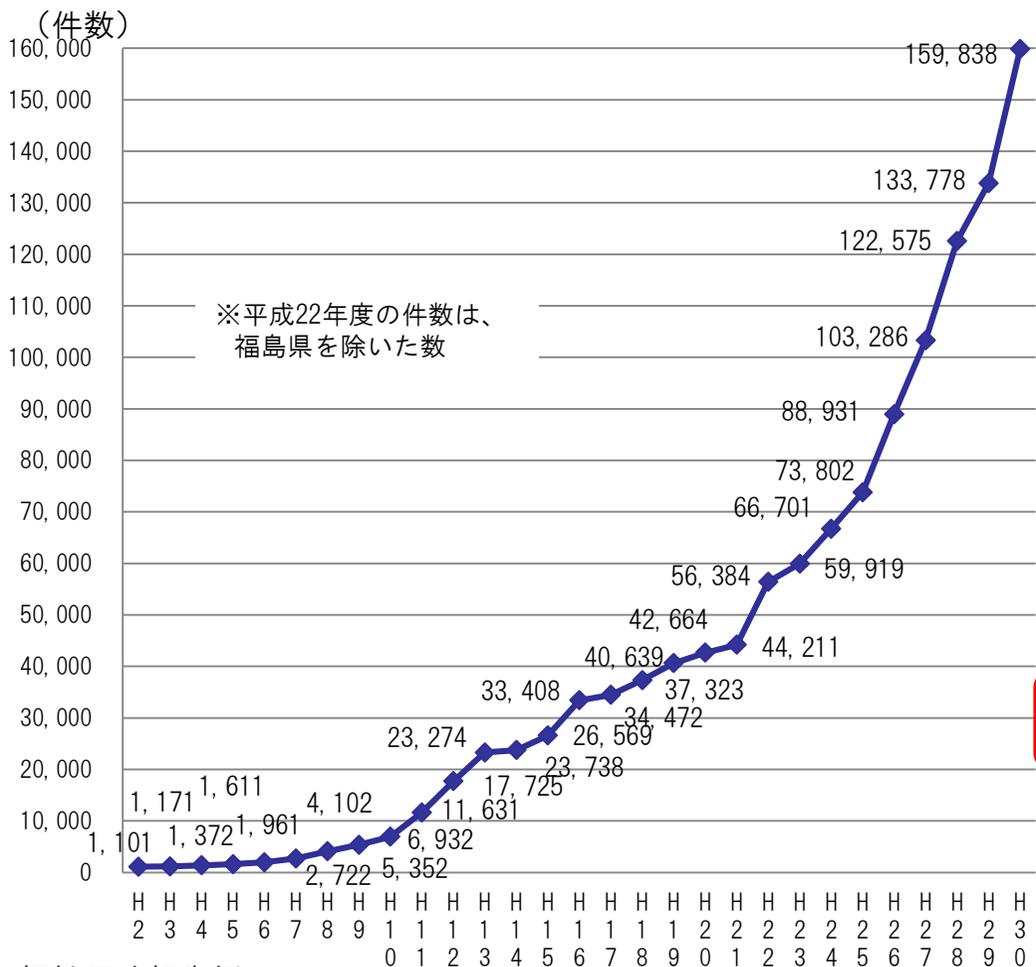
(出典)
 ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）
 ・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）
 ・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

(3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成30年度には約13.7倍に増加。

○ 里親に委託されている子どものうち約4割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6.5割は、虐待を受けている。



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

① 児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H30	H25	H15	H4	H30	H25	H15	H4
0歳～ 5歳	3,232 [12.0]	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	13,567 [50.2]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]
6歳～ 11歳	9,431 [34.9]	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	8,821 [32.6]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]
12歳～ 17歳	12,418 [46.0]	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	4,245 [15.7]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]
18歳 以上	1,914 [7.1]	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	19 [0.1]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均年齢	11.5歳	11.2歳	10.2歳	11.1歳	6.4歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳

注) 総数には年齢不詳を含む。

② 在籍児童の在所期間

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4
4年未満	13,327 [49.3]	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]
4年以上～ 8年未満	7,047 [26.1]	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]
8年以上～ 12年未満	4,184 [15.5]	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]
12年以上	2,116 [7.8]	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均期間	5.2年	4.9年	4.4年	4.7年

注) 総数には期間不詳を含む。

③ 児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4		H30	H25	H15	H4
(父・母・父母の) 死亡	684[2.5]	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	(父・母の) 就労	1,171[4.3]	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]
(父・母・父母の) 行方不明	761[2.8]	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	(父・母の) 精神疾患等	4,209[15.6]	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]
父母の離婚	541[2.0]	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	12,210[45.2]	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]
父母の不和	240[0.9]	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	破産等の経済的理由	1,318[4.9]	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]
(父・母の) 拘禁	1,277[4.7]	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	児童問題による監護困難	1,061[3.9]	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]
(父・母の) 入院	724[2.7]	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	その他・不詳	2,733[10.1]	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]
					総数	27,026[100.0]	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成30年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%) (+7,015)	29,479(18.4%) (+2,658)	1,730(1.1%) (+193)	88,391(55.3%) (+16,194)	159,838(100.0%) (+26,060)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

平成30年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 159,838件※1

一時保護 24,864件※2

施設入所等 4,641件※3、4



内訳

児童養護施設 2,441件				乳児院 736件				里親委託等 651件				その他施設 813件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度		
2,651件	2,396件			773件	800件			568件	593件			853件	790件		

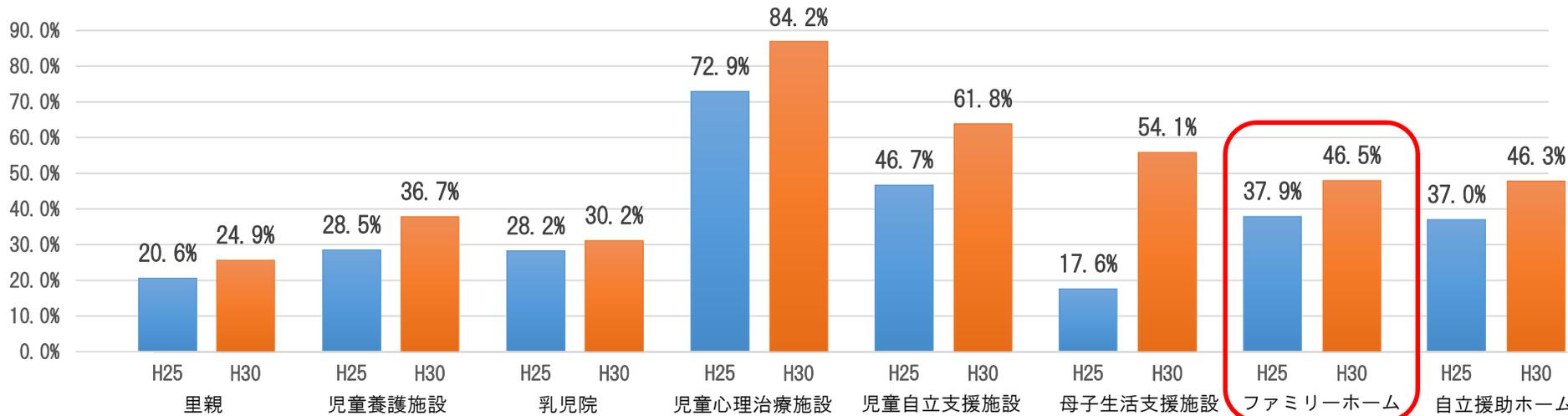
※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、平成30年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、平成29年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 平成30年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 10,365件

(4) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、全体的に障害等のある児童が増加しており、里親においては24.9%、児童養護施設においては36.7%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とする児童のうち、障害等のある児童の割合



○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

年度	総数	該当あり	心身の状況(重複回答)																			
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視聴覚障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性強調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT
H30	45,551	17,961	881	208	46		247	142	360	5,144	467	599	2,494	3,914	758	4,235	454	240	207	44	2,568	51
	100.0%	39.4%	1.9%	0.5%	0.1%		0.5%	0.3%	0.8%	11.3%	1.0%	1.3%	5.5%	8.6%	1.7%	9.3%	1.0%	0.5%	0.5%	0.1%	5.6%	0.1%
H25	47,776	13,569	1,357	250		386		504	5,043	563				2,242	551	2,764					4,002	
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%		0.8%		1.1%	10.6%	1.2%				4.7%	1.2%	5.8%					8.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300		417		618	3,940	586				1,249	526	1,374					3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%		0.9%		1.3%	8.2%	1.2%				2.6%	1.1%	2.9%					8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274		365		636	3,147	591				816							3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%		0.8%		1.4%	6.9%	1.3%				1.8%							8.4%	
H10	41,257	4,811	1,464	262		358		445	1,417	544											1,605	
	100.0%	11.7%	3.5%	0.6%		0.9%		1.1%	3.4%	1.3%											3.9%	

ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より、赤字部分については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

2. 家庭養育の推進について

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) **国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。**
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士的配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) **都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。**
- (3) **養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。**
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

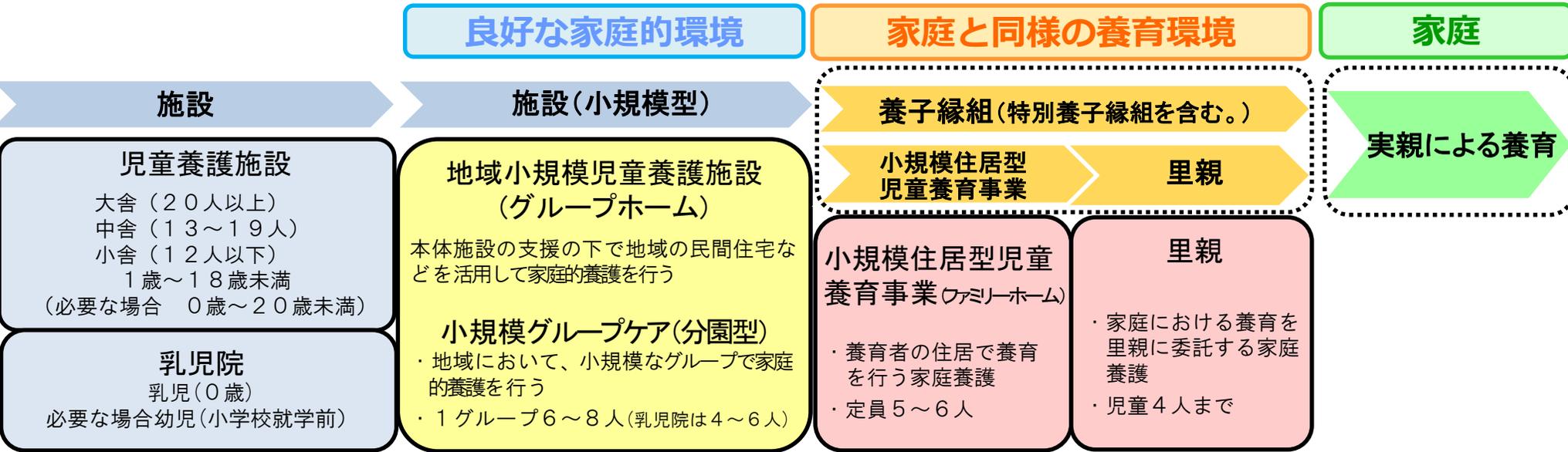
家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}} \quad \text{平成31年3月末} \quad 20.5\%$$

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成21年3月末の10.5%から、平成31年3月末には20.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成30年度末で372か所、委託児童1,548人。

里親等委託率

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成30年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

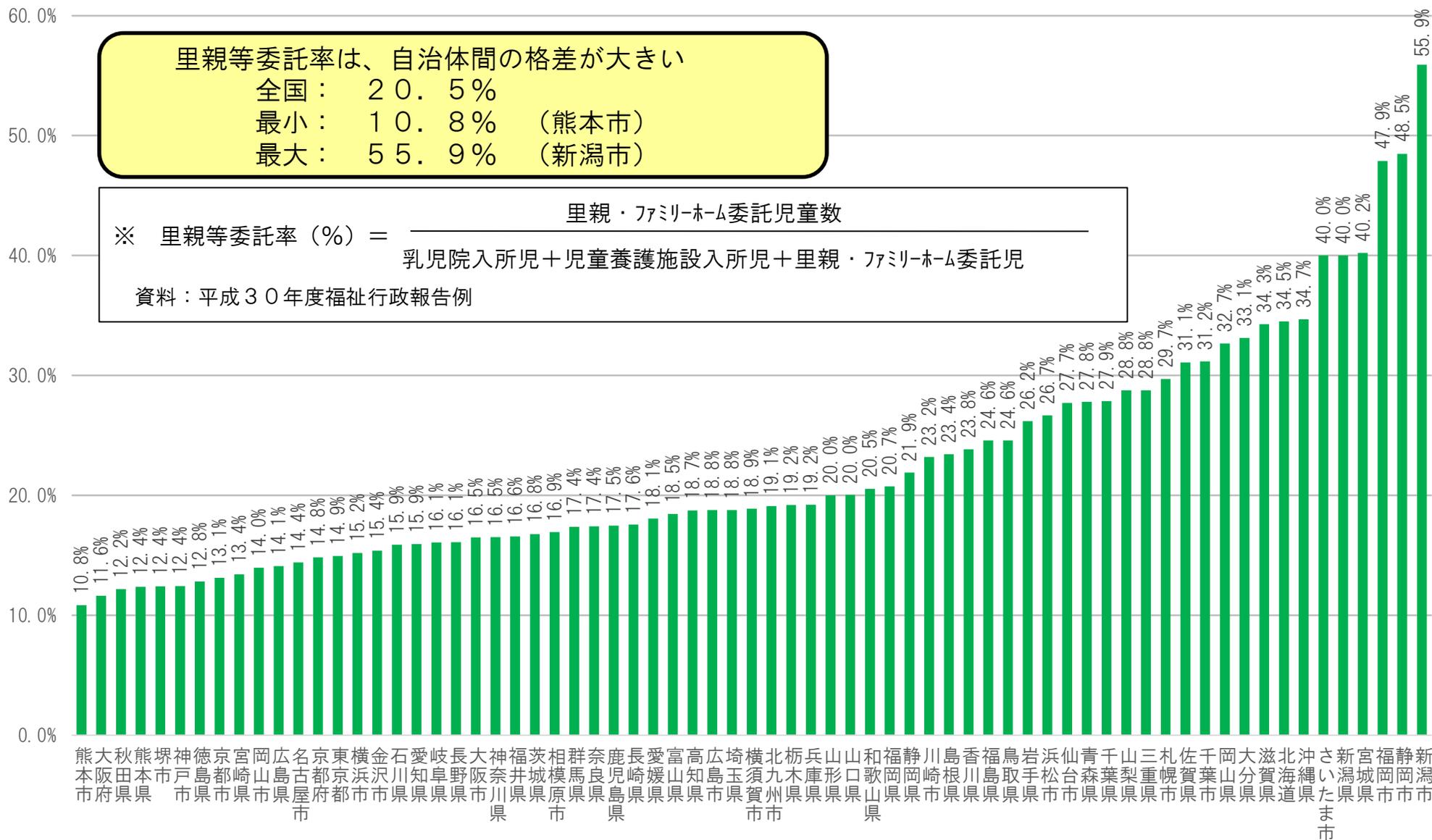
全国： 20.5%

最小： 10.8%（熊本市）

最大： 55.9%（新潟市）

※ 里親等委託率（%） =
$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

資料：平成30年度福祉行政報告例



里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

- 過去10年間で、さいたま市が6.2%から40.0%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (H20→H30比較)	里親等委託率	
			平成20年度末	平成30年度末
1	さいたま市	+ 33.8%	6.2%	40.0%
2	福岡市	+ 29.5%	18.3%	47.9%
3	新潟市	+ 28.6%	27.4%	55.9%
4	岡山県	+ 27.4%	5.3%	32.7%
5	宮城県	+ 25.8%	14.5%	40.2%
6	佐賀県	+ 25.6%	5.6%	31.2%
7	静岡市	+ 20.7%	27.7%	48.5%
8	大分県	+ 18.2%	14.9%	33.1%
9	千葉市	+ 16.9%	14.3%	31.2%
10	青森県	+ 16.1%	11.8%	27.8%

(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例 (平成31年3月末現在)

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	計	
	①	② (①/⑦)						③
北海道	599	32.7%	(6)	42	2.3%	1,193	65.0%	1,834
青森県	89	27.8%	(11)	25	7.8%	206	64.4%	320
岩手県	99	26.2%	(14)	31	8.2%	248	65.6%	378
宮城県	182	34.3%	(3)	62	11.7%	286	54.0%	530
秋田県	25	12.2%	(46)	25	12.2%	155	75.6%	205
山形県	48	20.0%	(23)	14	5.8%	178	74.2%	240
福島県	104	24.6%	(16)	9	2.1%	310	73.3%	423
茨城県	120	16.8%	(34)	56	7.8%	540	75.4%	716
栃木県	119	19.2%	(24)	69	11.1%	432	69.7%	620
群馬県	85	17.4%	(32)	35	7.2%	369	75.5%	489
埼玉県	394	22.0%	(20)	164	9.2%	1,229	68.8%	1,787
千葉県	354	28.3%	(10)	88	7.0%	808	64.6%	1,250
東京都	570	14.9%	(41)	369	9.7%	2,874	75.4%	3,813
神奈川県	355	17.5%	(30)	189	9.3%	1,489	73.2%	2,033
新潟県	138	44.8%	(1)	28	9.1%	142	46.1%	308
富山県	24	18.5%	(26)	8	6.2%	98	75.4%	130
石川県	42	15.7%	(39)	18	6.7%	208	77.6%	268
福井県	33	16.6%	(35)	14	7.0%	152	76.4%	199
山梨県	86	28.8%	(9)	32	10.7%	181	60.5%	299
長野県	98	16.1%	(36)	47	7.7%	464	76.2%	609
岐阜県	87	16.1%	(37)	34	6.3%	420	77.6%	541
静岡県	207	27.3%	(12)	70	9.2%	482	63.5%	759
愛知県	276	15.3%	(40)	131	7.3%	1,395	77.4%	1,802
三重県	145	28.8%	(8)	32	6.3%	327	64.9%	504

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	計	
	①	② (①/⑦)						③
滋賀県	96	34.3%	(4)	30	10.7%	154	55.0%	280
京都府	96	13.8%	(42)	69	9.9%	529	76.2%	694
大阪府	396	13.7%	(43)	291	10.1%	2,200	76.2%	2,887
兵庫県	257	17.1%	(33)	112	7.5%	1,130	75.4%	1,499
奈良県	58	17.4%	(31)	22	6.6%	253	76.0%	333
和歌山県	77	20.5%	(21)	34	9.1%	264	70.4%	375
鳥取県	60	24.6%	(15)	26	10.7%	158	64.8%	244
島根県	41	23.4%	(19)	21	12.0%	113	64.6%	175
岡山県	113	23.9%	(17)	15	3.2%	345	72.9%	473
広島県	121	15.9%	(38)	42	5.5%	598	78.6%	761
山口県	101	20.0%	(22)	25	5.0%	378	75.0%	504
徳島県	35	12.8%	(45)	24	8.8%	214	78.4%	273
香川県	41	23.8%	(18)	18	10.5%	113	65.7%	172
愛媛県	88	18.1%	(27)	39	8.0%	360	73.9%	487
高知県	68	18.7%	(25)	17	4.7%	278	76.6%	363
福岡県	406	27.1%	(13)	109	7.3%	981	65.6%	1,496
佐賀県	78	31.1%	(7)	19	7.6%	154	61.4%	251
長崎県	78	17.6%	(28)	20	4.5%	346	77.9%	444
熊本県	87	11.8%	(47)	50	6.8%	602	81.5%	739
大分県	166	33.1%	(5)	14	2.8%	321	64.1%	501
宮崎県	57	13.4%	(44)	26	6.1%	342	80.5%	425
鹿児島県	133	17.5%	(29)	53	7.0%	575	75.6%	761
沖縄県	172	34.7%	(2)	10	2.0%	314	63.3%	496
全 国	7,104	20.5%		2,678	7.7%	24,908	71.8%	34,690

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

3. 社会的養育推進計画について

都道府県社会的養育推進計画について①

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、**平成28年改正児童福祉法の理念**のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「**家庭養育優先原則**」を徹底し、**子どもの最善の利益を実現**していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、**一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく**必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ **各都道府県においては**、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び**国における目標（※）を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化**する。
（※）概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上、概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上 等
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。**厚生労働省としては**、これらの課題への対応について、**2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力**していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|---|---|
| (1) 都道府県における 社会的養育の体制整備の基本的考え方 及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築 に向けた取組 |
| (2) 当事者である 子どもの権利擁護の取組 （意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築 等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における 代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進 に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進 に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

都道府県社会的養育推進計画について②

推進計画の「見える化」の概要

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知）により、都道府県等に対して、令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」の策定を依頼したところ。
- 提出のあった「都道府県社会的養育推進計画」について、別添のとおり、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。（令和2年8月7日公表）

「見える化」の項目

① 数値目標の水準について（4項目）

- ・ 3歳未満の里親等委託率
- ・ 3歳以上就学前の里親等委託率
- ・ 学童期以降の里親等委託率
- ・ 特別養子縁組成立件数

② 計算過程について（3項目）

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込む際の潜在的需要の把握の有無
- ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（施設入所年数を勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式1）によるもの）
- ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（子どものケアニーズを勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式2）によるもの）

③ 取組内容について（3項目）

- ・ 里親支援体制（フォスタリング体制）の強化に向けた取組状況
- ・ 里親委託推進に向けた具体的な取組（①広報・リクルート、②研修・トレーニング、③マッチング、④訪問・相談支援）の有無
- ・ 登録里親数等の目標値の設定の有無及び拡大に向けた計画の有無

（※）平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」

※ 今回の公表は、あくまでも各都道府県等から提出のあった「都道府県社会的養育推進計画」の記載内容に基づき、厚生労働省において取りまとめたものであり、各都道府県等の実際の状況とは一致していない可能性があることに留意が必要。

今後の取組み方針

- 今後、「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施していく予定。

今後のスケジュール

- 令和2年10月～ 各都道府県等に対し、里親等委託の推進に活用可能な予算等について説明（ブロック会議のオンライン実施）個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施（計画の記載のみでは分からない内容を把握）先駆的な取組みを行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。
- 令和3年1月～ 個別ヒアリング等の結果を踏まえ取組が不十分な自治体へ訪問指導
個別指導の実施結果を踏まえた数値目標・取組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表

(参考) 都道府県社会的養育推進計画の策定状況に係るレーダーチャートの指標

大項目	小項目	5	4	3	2	1	0
数値目標の水準	里親等委託率 3歳未満	・ 5年目 75%以上	・ 5年目 55.5%以上75%未満 又は ・ 7年目 75%以上	・ 5年目 37%以上55.5%未満 又は ・ 10年目 75%以上	・ 5年目 18.5%以上37%未満	・ 5年目 18.5%未満	・ 記載なし
	里親等委託率 3歳以上 ～就学前	・ 7年目 75%以上	・ 7年目 55.5以上75%未満 又は ・ 10年目 75%以上	・ 7年目 37%以上55.5%未満	・ 7年目 18.5%以上37%未満	・ 7年目 18.5%未満	・ 記載なし
	里親等委託率 学童期以降	・ 10年目 50%以上	・ 10年目 37.5%以上50%未満	・ 10年目 25%以上37.5%未満	・ 10年目 12.5%以上25%未満	・ 10年目 12.5%未満	・ 記載なし
	特別養子縁組 成立件数	・ 5年目の年間成立件数が直近の実績と比較して、2倍以上増加見込み	—	・ 5年目の年間成立件数が直近の実績と比較して、増加見込み	—	—	・ 記載なし
計算過程	潜在需要	・ 潜在需要の見込あり ・ 具体的な計算過程の記載あり	—	・ 潜在需要の見込あり ・ 具体的な計算過程の記載なし	—	—	・ 記載なし
	算式1	・ 具体的な計算過程の記載あり ・ 算定結果の明示あり	—	・ 具体的な計算過程の記載あり ・ 算定結果の明示なし	—	—	・ 記載なし
	算式2	・ 具体的な計算過程の記載あり ・ 算定結果の明示あり	—	・ 具体的な計算過程の記載あり ・ 算定結果の明示なし	—	—	・ 記載なし
取組内容	里親支援体制の強化	・ 2020年度までにフォostタリング機関の体制が構築する見込み	—	・ 期限の設定はないが、フォostタリング機関の体制構築に関する記載あり	—	—	・ 記載なし
	具体的な取組	・ 具体的な取組内容の記載が5項目以上	・ 具体的な取組内容の記載が4項目	・ 具体的な取組内容の記載が3項目	・ 具体的な取組内容の記載が2項目	・ 具体的な取組内容の記載が1項目	・ 記載なし
	里親数の拡充	・ 里親数の増加に係る記載あり ・ 目標値の記載あり	—	・ 里親数の増加に係る記載あり ・ 目標値の記載なし	—	—	・ 記載なし

都道府県社会的養育推進計画について③

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの

※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率

※2は、全年齢合計の委託率

	2018年度末実績	5年目 (2024年度末)		7年目 (2026年度末)		10年目 (2029年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	50.0%以上	
北海道(札幌市)	34.5% (29.7%)	現状からの増加	-	-	-			
青森県	27.8%	38.5%	-	-	60.9%	62.2%	47.9%	
岩手県	26.2%	34.8%	42.8%	44.3%	54.8%	52.6%	46.6%	
宮城県	40.2%	51.4%	55.4%		51.9%	63.2%	62.2%	
秋田県	12.2%	26.0%	-	-	40.0%			
山形県	20.0%	57.5%	-	-	75.0%	75.0%	31.7%	
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	30.0%	
茨城県	16.8%	70.0%	-	-	71.4%	69.8%	60.7%	
栃木県	19.2%	※2 53.1%	※2	54.4%	-	-	41.0%	
群馬県	17.4%	※2 34.0%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%	
埼玉県(さいたま市)	18.8% (40.0%)	36.0%	-	-	-	-	-	
千葉県	27.9%	57.0%	-	-	75.4%	50.5%	32.5%	
千葉市	31.2%	55.6%	-	-	73.7%	74.1%	50.0%	
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%	
神奈川県	16.5%	34.2%	-	-	75.0%	75.0%	24.6%	
新潟県(新潟市)	40.0% (55.9%)	53.0%	-	-	61.0%	77.0%	57.0%	
富山県	18.5%	46.0%	-	-	66.7%	66.7%	33.3%	
石川県(金沢市)	15.9% (15.4%)	40.0%	-	-	60.0%		35.0%	
福井県	16.6%	33.0%	-	-	65.0%	65.0%	35.0%	
山梨県	28.8%	57.7%	-	-	75.0%以上		50.0%以上	
長野県	16.1%	40.7%	-	-	75.0%	67.7%	36.5%	
岐阜県	16.1%	※1 48.1%	-	-	67.9%	47.9%	37.5%	
静岡県	21.9%	45.0%	-	-	65.0%	58.0%	46.0%	
愛知県	15.9%	28.5%	-	-	49.4%	45.7%	30.1%	
三重県	28.8%	48.4%	-	-	60.0%	60.0%	40.0%	
滋賀県	34.3%	52.2%	-	-	73.9%	65.4%	60.2%	
京都府	14.8%	25.0%	-	-	40.0%		33.0%	
大阪府	11.6%	47.0%	-	-	64.0%	44.0%	38.0%	
兵庫県	19.2%	※1 37.5%	44.2%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%	
奈良県	17.4%	27.0%	-	-	47.0%	42.0%	31.0%	
和歌山県	20.5%	32.0%	-	-	55.6%	46.4%	42.1%	
鳥取県	24.6%	40.0%	-	-	60.0%			
島根県	23.4%	※2 35.0%	41.0%	-	概ね50%以上	-	概ね40%以上	

	2018年度末実績	5年目 (2024年度末)		7年目 (2026年度末)		10年目 (2029年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%	50.0%以上	
岡山県(岡山市)	32.7% (14.0%)	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%	
広島県(広島市)	14.1% (18.8%)	29.0%	-	-	43.5%	44.0%	42.4%	
山口県	20.0%	33.3%	-	-	45.0%			
徳島県	12.8%	60.0%	60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%	
香川県	23.8%	51.7%	40.5%		70.0%	70.0%	40.0%	
愛媛県	18.1%	48.0%	56.0%	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%	
高知県	18.7%	※2 40.0%	-	-	65.0%	60.0%	50.0%	
福岡県	20.7%	52.4%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%	
佐賀県	31.1%	53.6%	63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%	
長崎県	17.6%	61.8%	75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%	
熊本県(熊本市)	12.4% (10.8%)	45.4%	55.9%	44.2%	69.8%	58.7%	30.3%	
大分県	33.1%	75.0%	-	-	75.0%	50.0%~ 75.0%	35.0%~ 50.0%	
宮崎県	13.4%	36.0%	-	-	54.0%	44.0%	35.0%	
鹿児島県	17.5%	39.7%	39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%	
沖縄県	34.7%	37.0%	-	-	40.0%			
仙台市	27.7%	38.9%	46.4%	52.5%	57.6%	65.0%	44.3%	
横浜市	15.2%	33.1%	38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%	
川崎市	23.2%	※2 75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	75.0%	50.0%	
相模原市	16.9%	75.0%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	50.0%	
静岡市	48.5%	53.0%	-	-	64.0%	58.0%	52.0%	
浜松市	26.7%	56.0%	-	-	67.0%	59.0%	49.0%	
名古屋市	14.4%	45.0%	-	-	70.0%	30.0%	30.0%	
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%	
大阪市	16.5%	25.5%	-	-	41.0%	42.9%	33.9%	
堺市	12.4%	31.4%	-	-	46.0%	37.3%	32.2%	
神戸市	12.4%	38.0%	-	-	58.3%		30.9%	
北九州市	19.1%	38.6%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%	
福岡市	47.9%	※1 77.1%	75.8%	76.9%	76.7%	75.0%	58.8%	
横須賀市	18.9%	33.0%	-	-	45.0%			
明石市	57.1%	-	-	-	100.0%	100.0%	62.1%	

4. 自立支援の充実

社会的養護自立支援の強化に向けた意見交換〈概要〉

1. 目的

- 児童養護施設等に入所していた子どもたちは、保護者がいない又は保護者がいる場合であっても虐待等の理由により、保護者からの支援が受けづらい状況にあり、退所後に、円滑に社会生活を送ることができるよう、継続的な支援を充実していくことが必要。
- 社会的養護経験者が抱える課題等を把握し、必要な支援を検討するため、社会的養護経験者及び退所後支援事業者との意見交換を行うことを目的とする。

2. 開催状況

開催日：令和2年8月5日

出席者：・社会的養護出身者8名

・退所者の支援に取り組む団体より5名

(大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部、アフターケア相談所ゆずりは、ビヨンドトゥモロー、OUR VOICE、ACHAプロジェクト)

・児童養護施設関係者、自治体関係者、児童相談所関係者

・厚生労働省（加藤大臣、稲津副大臣、自見政務官 ほか）

3. 社会的養護出身者・退所者の支援に取り組む団体からの主な意見

- ・退所前後問わず継続した**メンタルケア（専門的なトラウマ治療含む）の充実**が必要。
- ・インターネットアクセシビリティが退所後の情報格差、教育格差に繋がりがねないため、**児童養護施設等のインターネット環境の充実**が必要。
- ・**施設等退所前から、退所後に受けられる支援内容を知りたかった。**
- ・現状、施設等退所後2年間となっている**身元保証人確保対策事業の対象期間を退所後5年間程度まで拡充**してほしい。
- ・虐待等の経験があるが、**社会的養護に繋がらなかった方々**からの相談が増えており、彼らへの**支援**が課題になっている。
- ・入学・卒業などは年度で区切られているため、**措置延長の期限は満20歳到達の年度末**としてほしい。
- ・国の委員会や研究会に当事者を参画させる際は、ヒアリングだけではなく、実際に**委員や構成員としての参画**を推進してほしい。
- ・各自治体の現場において**民間支援団体と、児童相談所などの各行政機関の連携**が深まると良い。

社会的養護経験者全国交流会 オンライン2020



2020年11月21日(土)～23日(月-祝)

オンラインにて開催

社会的養護等を経験した方^(※)の全国交流会を開催します

※ここでは「社会的養護等を経験した方」として、下記いずれかで生活した経験をお持ちの方々を想定しています。

乳児院、児童養護施設、里親家庭、養子縁組家庭、ファミリーホーム、自立援助ホーム、子どもシェルター、児童心理治療施設(旧・情緒障害児短期治療施設)、児童自立支援施設、母子生活支援施設、一時保護所

対象

(全プログラムに参加可能な方)

- ① 原則として20～29歳以下の社会的養護等経験者で、当事者団体等の紹介のある方
- ② 社会的養護等の当事者団体や当事者活動に携わっていらっしゃる方

(1・2日目の交流会および3日目全体会のみに参加可能な方)

- ③ 現在社会的養護のもとにいる、または、社会的養護を経験した20歳未満の方、社会的養護関係者、地方自治体職員等、社会的養護等を対象とする支援団体の関係者の方

定員 ①②の方 50名

③の方 200名

参加費 無料

お申込み 10月下旬より参加登録を開始します。
お申込み開始時点に改めてご案内します。

つかむ、深める、広げる。



目的

- ① 施設や里親家庭等で育った経験者が集うネットワークをつくる
- ② よりよい当事者活動や支援の在り方を考えるとともに、情報発信および政策提言を行う

プログラム ※プログラムは目安であり、一部変更となることがございます。予めご了承ください。

	11月21日(土) つかむ	11月22日(日) 深める	11月23日(月-祝) 広げる
第一部 13:00-13:40 14:00-14:40	全体会 目的・グラウンドルール アイスブレイキング	分科会 4~6名程度の少人数で 様々なテーマの分科会！	★全体会★ 分科会報告 パネルディスカッション
第二部 15:30-16:10 16:30-17:10	分科会の紹介 ジブンのイマココ！ 交流会のご案内	(例)ゆるっとおしゃべり会 みんなでアート♪ 安全で効果的な発言とは	参加対象 ...①・② ...①・②・③ ※1ページ目の「対象」を ご参照ください
第三部 19:00-20:30	★交流会1★ みんなの声ラジオ・活動PR	★交流会2★ パフォーマンスタイム	

参加される皆様へ

- 新型コロナウイルスの影響で開催内容の一部に急な変更がある場合がございます。予めご了承ください。
- 1つの端末から複数名でご参加になる場合は、マスク等を着用し、「3密」への対策をご自身で取っていただくようお願いいたします。
- お申込みされた皆様にはオンライン開催やコロナ対策にあたっての様々なルールをお知らせさせていただきますが、お申込み前に心配な点等がありましたら事務局までご連絡ください。
- プログラム内で過去の経験を思い出し、つらくなることがあるかもしれませんが、プログラムの途中であっても退出可能ですし、無理に話す必要はありません。お困りのことがあれば、事務局までご相談ください。

主催：社会的養護経験者全国交流会実行委員会（事務局：三菱UFJリサーチ&コンサルティング） / お問い合わせ先：実行委員会事務局 fcnet@murc.jp

1. 事業内容

【令和3年度要求額】193億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

①社会的養護自立支援事業<拡充>

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

【拡充内容】

- ・ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助する。
- ・ メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、医療連携に必要な経費（嘱託医との契約等）を補助する。
- ・ 一定期間一人暮らしを体験し、安定した退所後の生活を確保するため、民間アパート等の借りに必要な経費を補助する。
- ・ 法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）に対応するため、弁護士等と契約に必要な経費を補助する。

②身元保証人確保対策事業<拡充>

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

【拡充内容】

- ・ 保証人の対象範囲を拡大し、退所者支援を行う民間団体等を追加するとともに、同一の保証人から複数の保証を受けられるよう運用改善を行う。
- ・ 入院時の身元保証に対する補助を行う。

2. 実施主体

①都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）※母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村

②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

①社会的養護自立支援事業

・ 支援コーディネーター配置	1 か所当たり年額	6,232千円	・ 就労相談支援	1 チーム当たり年額	5,739千円		
・ 居住費支援	1 人当たり月額	90千円（里親） 397千円（児童養護施設）等	・ 学習費等支援	特別育成費	基本額	1 人当たり年額	24,420円
・ 生活費支援	1 人当たり月額	51,870円（就学・就労をしていない者） 11,310円（就学している者）等			資格取得等特別加算	1 人当たり年額	57,610円
・ 生活相談支援	賃金	1 か所当たり年額	10,212千円（常勤2名以上配置） 6,981千円（上記以外）	・ 就職支度費	一般分	1 人当たり年額	82,760円
	事務費	1 か所当たり年額	4,860千円（対象者が気軽に集まれる場を常設する場合） 2,166千円（上記以外）<拡充>		特別基準分	1 人当たり年額	198,530円
・ 医療連携支援	1 か所当たり年額	5,900千円<新規>		・ 大学進学等自立生活支度費	一般分	1 人当たり年額	82,760円
					特別基準分	1 人当たり年額	198,530円
				・ 退所後生活体験支援	1 人当たり月額	53,700円<新規>	
				・ 法律相談支援	1 か所当たり年額	3,000千円<新規>	

②身元保証人確保対策事業

・ 就職時の身元保証	年間保険料	10,560円	・ 大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料	10,560円
・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料	19,152円	※入院時の身元保証の年間保険料<新規>は調整中		

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2（国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

社会的養護自立支援事業の実施イメージ

<児童相談所等>



①支援コーディネーター（全体を統括）

- ※ 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- ※ 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

<民間団体への委託等>



②生活相談支援担当職員（生活相談支援）

- ※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援
⇒ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助
- ※ 安定した退所後の生活を確保するため、退所後の一人暮らし体験の支援 等

③就労相談支援担当職員（就労相談支援）

- ※ 雇用先となる職場の開拓 ・ 就職面接等のアドバイス
- ※ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等

④嘱託医等（医療連携支援）

- ※ 嘱託医等と契約するなど、医療的な支援が必要な者に対する支援を行う

⑤弁護士等（法律相談支援）

- ※ 弁護士等と契約し、法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）への対応を行う

措置解除

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

（家庭復帰又は自立した児童）



- ※ 家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能



（施設等の入所児童）

- ※ 措置費による支弁



（引き続き施設等に居住する児童）

⑥住居費支援（里親・施設の住居費費を支援）

⑦生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）

⑧学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）

- ※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居住の場を提供する場合、措置費に準じて居住費等を支給。

22歳

27

5. 里親委託等推進にかかる 国の財政的支援

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

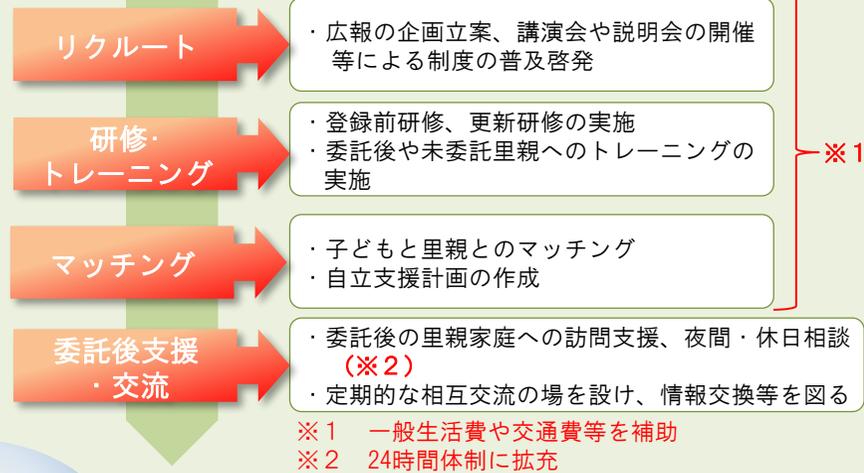
- ・ 児童入所施設措置費等1,355億円の内数 **(拡充)**
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業183億円の内数 **(拡充)**
- ・ 里親制度等広報啓発事業81百万円 **(拡充)**
- ・ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業33百万円
- ・ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業（仮称）12百万円 **(創設)**

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ・ 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。
- ・ 里親家庭に対し、一時的に子どもを預かるサービスの利用による負担軽減や子どもを養育するために必要な費用を補助。

令和2年度予算における拡充内容

- フォスタリング機関の体制整備
 - ・ 24時間の相談体制及び緊急対応体制を整備
- 里親家庭への支援の充実
 - ・ 里親委託前の交流期間の一般生活費等の補助
 - ・ 2人目以降の里親手当の拡充 等



里親

養子縁組

施設

II 特別養子縁組の推進

- ・ 民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用、第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施する。

令和2年度予算における拡充内容

- 民間あっせん機関における支援体制の強化
 - ・ 比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制の構築
 - ・ 職員の資質向上
- 養親希望者の負担軽減
 - ・ 養親希望者の手数料負担の更なる負担軽減の実施

III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

- ・ 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育の迅速かつ強力に推進する。

令和2年度予算における拡充内容

- 母子生活支援施設等の多機能化
 - ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費等の補助
- 児童養護施設等における職員配置の充実
 - ・ 施設内における性暴力等へ対応するための補助者の配置
 - ・ 小規模かつ地域分散化された生活単位の養育体制を充実 (子ども：職員＝6：4→最大6：6)

IV 自立支援の充実

- ・ 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。
- ・ 施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

令和2年度予算における拡充内容

- 児童養護施設等の体制強化
 - ・ 児童養護施設等における進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員の配置
 - ・ 児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設

自立支援

令和2年度予算における里親関連の主な拡充内容

I 包括的な里親養育支援体制の構築

○ フォスタリング機関の体制整備

<現 行>

夜間・土日相談対応強化加算
1か所当たり2,815千円（年額）

<令和2年度予算> 24時間の相談体制、緊急対応体制を整備
夜間・土日相談対応強化加算
1か所当たり 6,067千円（年額）

○ 里親家庭への支援の充実

<現 行>

-

<令和2年度予算> 里親委託前の交流期間の生活費等の補助創設
生活費等支援 5,180円（日額）
研修受講支援 3,490円（日額）

<現 行>

養育里親
1人目 : 86,000円（月額）
2人目以降 : 43,000円（月額）等

<令和2年度予算> 2人目以降の里親手当の充実
養育里親
1人目 : 90,000円（月額）
2人目以降 : 90,000円（月額） 等

II 特別養子縁組の推進

○ 民間あっせん機関における支援体制の強化

<現 行>

-

<令和2年度予算> 年長の養子・養親への支援体制の構築
1か所当たり 3,354千円（年額）

<現 行>

-

<令和2年度予算> 職員の資質向上
1か所当たり 1,100千円（年額）

○ 養親希望者の負担軽減

<現 行>

1人当たり 300千円

<令和2年度予算> 養親希望者の手数料負担の更なる軽減
1人当たり 350千円

令和3年度予算概算要求における里親関連の主な拡充内容

① 里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」等の目標の実現に向けて、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充を図る。 【児童虐待・DV対策等総合支援事業：193億円の内数】

- 令和6年度末までの期間に限り、**目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する補助率の嵩上げ**（1/3→1/2）
- 目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、**効果的な取組事例を横展開できるよう、提案型補助事業を創設**
※自治体が提案する先駆的な取組に対して補助（1自治体当たり10,000千円、10/10補助）を行い、その取組実績等を周知することにより効果的な取組の横展開を図る。
- 市町村と連携して里親等委託推進のための取組を行うため、フォスタリング機関に対して**市町村との連絡調整に必要な費用を支援**
- 障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、**障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設**
- **フォスタリング機関に進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置**し、委託解除前から自立に向けた支援を行う事業を創設

② 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進【拡充】

里親制度の普及促進のため、里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高めその推進を図るよう、補助を拡充する。 【里親制度等広報啓発事業：0.8億円→2.1億円】

③ 児童養護施設等体制強化事業【拡充】

ファミリーホームの養育者の負担軽減を図り、家庭養育優先原則に基づく取組を推進するため、**新たにファミリーホームに補助者を配置するための費用を補助**する。 【児童虐待・DV対策等総合支援事業：193億円の内数】

市町村と連携した里親委託の推進

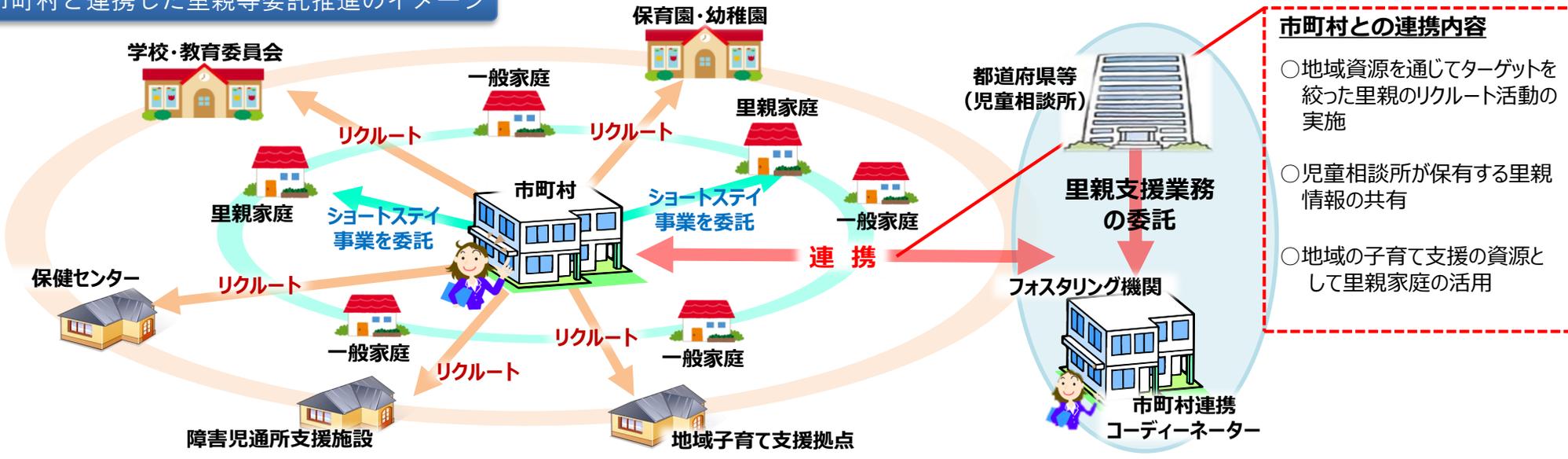
要求内容

- 「家庭養育優先原則」に基づき、里親等委託の推進するに当たり、里親の確保や養育支援は重要な課題であり、地域において児童福祉に理解がある者や子どもの養育を希望する者などを把握し、地域の子育て支援を担う市町村との連携は極めて重要となっている。
- このため、フォスタリング機関に市町村連携コーディネーターを配置し、里親制度等普及促進・リクルート事業や里親研修・トレーニング事業等について、市町村との連携した取組を推進する。

加算額

1か所当たり 570万円

市町村と連携した里親等委託推進のイメージ



都道府県等と市町村が連携して里親等委託を推進することにより期待される効果

都道府県におけるメリット

- 地域における里親家庭の理解促進が図られること。
- 地域の児童福祉に理解がある者や子どもの養育を希望する者に対する里親登録の働きかけが一層推進されること。
- 短期間でも子どもの養育経験を積むことによる里親（特に未委託里親）のスキルアップに繋がること。
- 地域の様々な子育て支援施策を活用した里親の養育支援が行われること。

市町村におけるメリット

- 地域の子育て支援の資源として里親を活用できること（特に児童養護施設等がない地域においてもショートステイ事業を実施できるようになる）。
- 地域の要支援家庭等について、フォスタリング機関や乳児院・児童養護施設等からのバックアップを受けた里親を通じて支援を行うことができること。
- 地域の支援が必要な子どもにとっても、地域において里親制度が広まることにより、養育環境が急激に変化することなく、支援を受けることができること。

障害児の里親委託の推進

要求内容

- 「家庭養育優先原則」に基づき、障害児も含め里親等委託を推進しているところであり、里親・ファミリーホームに委託された子どもの中には障害児も多く含まれている。今後、さらに里親等委託が進展していくことに伴い、障害児の受け入れを行う里親・ファミリーホームの割合は増加することが見込まれる。一方で、養育者である**里親等は障害児の養育について不安や負担を感じている**ことから、里親等に対する**支援体制の構築が課題**となっている。

(参考) 障害等のある児童の割合(平成30年10月1日時点) 里親: 24.9% ファミリーホーム: 46.5%

- このため、里親等包括支援機関(フォスタリング機関)が、障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する**児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携**し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、**障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施**する。

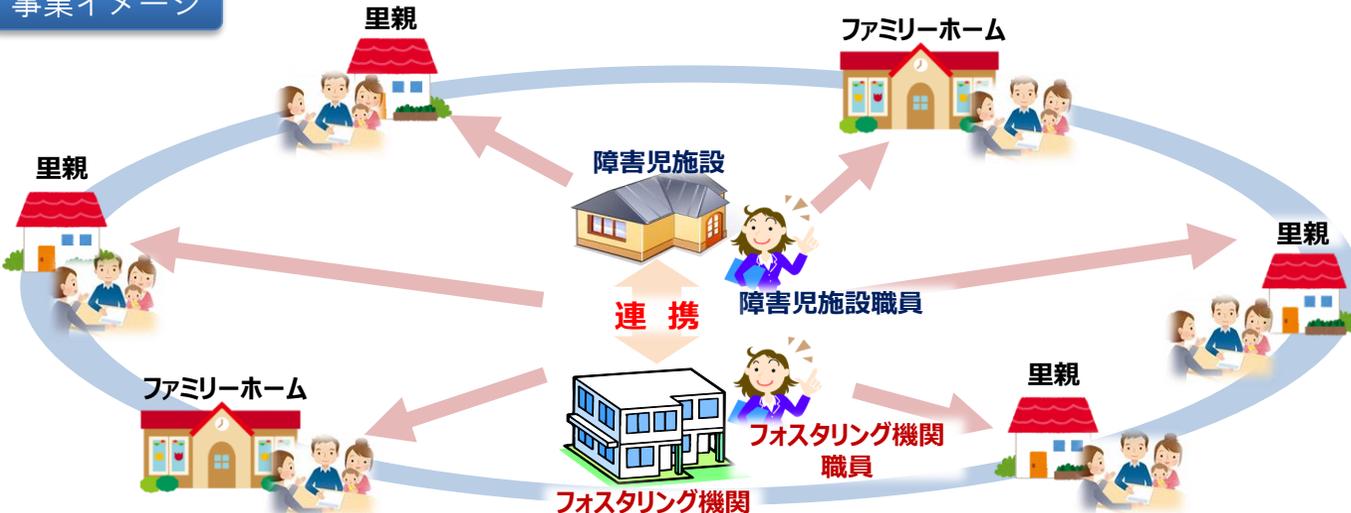
(参考) 障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書(令和2年2月10日)

- ・ 障害児においてもできる限り良好な家庭環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で育ちを保障することでウェルビーイングの向上を目指す必要があり、より家庭的な環境として里親やファミリーホームの活用を一層推進するための検討をすべき。
- ・ 厚生労働省においては、提言を受けて関係部局で施策をさらに一層推進することが極めて重要であり、これに関して障害児支援を担当する障害保健福祉部は、社会的養護施策を担当する子ども家庭局と共に施策を進めるべきである。

補助額等

- (1) 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- (2) 補助額 1か所当たり 740万円
- (3) 負担割合 国1/2、実施主体1/2
- (4) 実施か所数 10か所程度

事業イメージ



障害児施設職員の業務イメージ

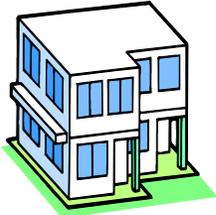
- ① 障害児への専門的な支援の実施
- ② 里親等への養育に関する相談支援
- ③ 地域社会との交流支援
- ④ 他の障害福祉サービスとの連携支援
- ⑤ 障害児養育に知見のある里親のリクルート

フォスタリング機関職員の業務イメージ

- ① 支援ニーズの把握
- ② 障害児施設との連絡調整
- ③ 障害児施設職員との連携による支援
- ④ 他の児童福祉サービスとの連携支援

フォスタリング機関における自立支援事業の充実

1カ所あたり5,875 千円



都道府県
(児童相談所)



リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制

統括責任者<<常勤>>

リクルート

- ・ 広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発

里親リクルーター<<常勤>>、リクルーター補助員<<非常勤>>

研修・トレーニング

- ・ 登録前研修、更新研修の実施
- ・ 委託後や未委託里親へのトレーニングの実施

里親トレーナー<<常勤又は非常勤>>

マッチング

- ・ 子どもと里親とのマッチング
- ・ 自立支援計画の作成

里親等委託調整員<<常勤>>、委託調整補助員<<非常勤>>

委託後支援・交流

- ・ 委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談
- ・ 定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

里親等相談支援員<<常勤>>、相談支援員補助員<<非常勤>>
心理訪問支援員<<常勤又は非常勤>>
自立支援担当支援員<<常勤又は非常勤>> <<拡充>>

事業の全部又は一部を委託可能



社会福祉法人
NPO 等

対象者10人以上かつ支援回数120回以上の場合 1カ所あたり2,906千円
対象者20人以上かつ支援回数240回以上の場合 1カ所あたり5,812千円

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

1. 事業内容

【令和3年度要求額】193億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」の目標を実現するため、令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、補助率の嵩上げ（補助率1/2→2/3）を行う。《**拡充**》

また、市町村との連絡調整に必要な連携コーディネーターの配置等の支援を行い、フォスタリング機関と市町村が連携して里親制度の普及促進や新規里親の開拓等の一層の推進を図る。《**拡充**》

①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

④里親訪問等支援事業

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制を整備する。

⑤里親等委託児童自立支援事業（仮称）《**新規**》

フォスタリング機関に進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、児童養護施設等と同様、里親・ファミリーホームにおいても委託解除前から自立に向けた支援を行う。

⑥共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

⑦障害児里親等委託推進モデル事業（仮称）《**新規**》

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設する。

⑧里親等委託推進提案型事業（仮称）《**新規**》

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」の目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるように、提案型補助事業を創設する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（設置予定市区）（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

①～⑦の事業：国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）、⑧の事業：国10/10

4. 補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	5, 875千円
②市町村連携加算	1 か所当たり	5, 700千円
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1, 938千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1, 292千円
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5, 745千円加算
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1, 305千円加算
25件以上35件未満	1 か所当たり	1, 860千円加算
35件以上	1 か所当たり	2, 415千円加算
④里親研修・トレーニング等事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	7, 759千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	5, 173千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1 か所当たり	5, 439千円加算
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2, 604千円加算
研修代替要員費	1 人当たり	38千円
⑤里親委託推進等事業		
新規里親委託件数	1 か所当たり	6, 485千円
15件以上30件未満	1 か所当たり	1, 125千円加算
30件以上45件未満	1 か所当たり	2, 880千円加算
45件以上	1 か所当たり	3, 945千円加算
⑥里親訪問等支援事業		
里親等委託児童数	1 か所当たり	9, 803千円
20人以上40人未満	1 か所当たり	2, 337千円加算
40人以上60人未満	1 か所当たり	4, 304千円加算
60人以上80人未満	1 か所当たり	7, 769千円加算
80人以上	1 か所当たり	10, 486千円加算
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5, 106千円加算
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1, 552千円加算
面会交流支援加算	1 か所当たり	2, 195千円加算
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の相談支援体制を整備する場合	1 か所当たり	6, 092千円加算
上記以外	1 か所当たり	2, 880千円加算

⑦里親等委託児童自立支援事業(仮称)		
アフターケア対象者10人以上かつ		
支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	2, 906千円
アフターケア対象者20人以上かつ		
支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	5, 812千円
⑧共働き家庭里親委託促進事業		
1 自治体当たり	3, 749千円	
⑨障害児里親等委託推進モデル事業(仮称)		
1 か所当たり	7, 400千円	
⑩里親等委託推進提案型事業(仮称)		
1 自治体当たり	10, 000千円	

【令和3年度要求額】 193億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

里親に子どもを委託する場合の移行期等における経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

（1）生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間における子どもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

（2）研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 補助率

国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

4. 補助基準額

（1）生活費等支援

1人当たり日額 5,200円

（2）研修受講支援

1件当たり日額 3,490円

児童養護施設等体制強化事業【拡充】

【令和3年度要求額】193億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

（3）ファミリーホームの業務負担軽減<新規>

年々増加している障害児の対応や、今後、家庭養育を推進する中で一層増加が見込まれる乳幼児の対応を行うため、ファミリーホームにおいて補助者等を雇上げ体制を強化し、養育者の負担軽減を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

- ・ 児童指導員等となる人材の確保 1人当たり 4,080千円
- ・ 夜間業務等の業務負担軽減 1か所当たり 4,080千円
- ・ **ファミリーホームの業務負担軽減 1か所当たり 4,080千円**

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

6. その他

児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援

【令和3年度要求額】 事項要求（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

児童養護施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や消毒に必要な経費のほか、個室化に要する改修に必要な経費等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げしつつ、業務を継続的に実施していくことが可能となるよう支援を行う。

事業内容

(1) マスクの購入や消毒に必要な経費、個室化に要する改修に必要な経費等の支援

① マスク等購入費

感染経路の遮断のため、児童養護施設等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要な費用について補助

② 児童養護施設等の消毒経費

施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助

③ 広報・啓発経費

施設で活動する子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助

④ 個室化に要する改修費等

感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）について補助

⑤ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費

職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

【補助基準額】 1施設等当たり：8,000千円（里親等：1,000千円）



(2) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】 1自治体当たり：11,876千円



(3) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円



【対象施設等】 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助割合】 定額（国10／10相当）

(参考) 国による里親等の広報啓発について

令和2年度における里親等広報事業の拡充

事業内容

里親制度等の普及促進を図るため、年間を通じて、また、毎年10月に実施する里親月間（里親を求める運動）においては特に集中的に、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施。

令和元年度

1. インターネット等を活用した広報の実施

-①里親制度に関する特設サイトの開設

里親制度の基本情報や里親制度啓発動画、インタビュー記事（里親、元委託児童等）等の掲載

-②インターネット広告等の実施

TwitterやYahoo!等に広告を掲載し、特設サイトへ誘導

2. BSテレビCMの放映

10月の里親月間に合わせて、BSテレビでCMを放映

3. 新聞広告の実施

9月30日の読売新聞夕刊、10月1日の読売新聞朝刊に広告を掲載

4. ポスター、リーフレットの配布・掲示

発送部数：ポスター約3万5千部、リーフレット約65万部
配布先：自治体、公共交通機関等

令和2年度

1. LINEやインターネット等を活用した広報の実施

-①里親制度に関する特設サイトの開設

里親制度の基本情報や里親制度啓発動画、インタビュー記事（里親、里親支援に従事されている方、元委託児童等）等の掲載

-②LINEを活用した広報の実施

LINEアプリやLINE NEWS等に広告を掲載し、特設サイトへ誘導

-③インターネット広告等の実施

TwitterやYahoo!、Google等に広告を掲載し、特設サイトへ誘導

2. 地上波テレビCMの放映

10月の里親月間に合わせて、地上波テレビでスポットCMを放映

3. 新聞広告の実施

10月1日の朝日新聞朝刊に一面広告を掲載

4. シンポジウムの開催

10月10日に里親や有識者等が登壇するシンポジウムを開催

5. ポスター、リーフレットの配布・掲示

発送部数：ポスター約2万部、リーフレットはデジタル化
配布先：自治体、公共交通機関等

6. 映画「朝が来る」とのタイアップ

映画「朝が来る」とタイアップした広報を実施
（タイアップポスター及び特設サイトを開設）

7. 政府広報テレビ・ラジオによる広報の実施

10月の里親月間に合わせて、政府広報テレビ及びラジオを通じて里親制度の特集を放送

予算額

里親制度等広報啓発事業費補助金

【令和2年度予算】

81百万円



【令和3年度予算概算要求額】

210百万円

里親制度に関する特設サイトの開設

広報内容

里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを開設。

1. 里親制度の基本情報（制度解説、Q & A）
2. 里親制度啓発動画
3. インタビュー記事（現役里親、有識者、元委託児童、フォスタリング機関の代表など）
4. デジタルポスター・リーフレット

<特設サイトトップページ>



(URL) <https://globe.asahi.com/globe/extra/satooyanowa/index.html>

<インタビュー>

 <p>CASE1 川崎あいさんの場合</p> <p>親子の縁を、「引き出しに置いておく」ことで断つに決めた</p> <p>READ MORE ></p>	 <p>CASE2 坂本洋子さんの場合</p> <p>子どもたちとの出合いは、勇気を持って踏み出して</p> <p>READ MORE ></p>
 <p>CASE3 貝鍋かをりさんの場合</p> <p>貝鍋かをりさんが子育てで大切にする「幸せになる力」って？</p> <p>READ MORE ></p>	 <p>CASE4 渡邊守さんの場合</p> <p>これからの里親制度開発は、地域力がカギ</p> <p>READ MORE ></p>

LINEを活用した広報

広報内容

月間約8,400万人が利用するLINEのアプリ及び関連アプリ（LINEマンガやLINEウォレットなど）の複数の広告面を活用し、**最も効率のよい広告面に自動的に調整されて配信するLINE広告**を活用年齢や性別等でターゲットを絞って広告を運用・配信し、特設サイトへの誘導を行う。

LINE ネットワーク

Smart Channel

LINEマンガ

LINE News

LINEポイント

タイムライン

LINEブログ

ウォレット

LINEチャラシ

LINEショッピング

LINE広告ネットワーク

The diagram illustrates the LINE ecosystem. It features two columns of service icons. The left column includes Smart Channel, LINE News, タイムライン (Timeline), ウォレット (Wallet), and LINEショッピング (Shopping). The right column includes LINEマンガ (Manga), LINEポイント (Points), LINEブログ (Blog), LINEチャラシ (Charas), and LINE広告ネットワーク (Advertising Network). A large black arrow points from this network diagram towards the right, indicating the flow of advertising and user engagement.

<特設サイト>

あたらかい家族を必要としている子どもたちがいます
広げよう『里親』の輪

里親の果たたかぞを知らない子どもたち。
ひとり前の日常が得られない子どもたち。
それぞれの事情で里親と離れて暮らす子どもを自分の家庭に迎え入れ、
さまざまなサポートを受けながら育てるのが「里親制度」です。

This screenshot shows the top section of a website. At the top, there are navigation links: TOP, 里親MOVIE, 里親STORY, 里親について, 里親Q&A. Below this is a colorful illustration of a town with houses and trees. In the center, a yellow speech bubble contains the text 'あたらかい家族を必要としている子どもたちがいます' and '広げよう『里親』の輪'. To the right is a large, friendly cartoon house character with a face and arms, surrounded by pink hearts. Below the illustration, there is a paragraph of text explaining the foster care system.

里親STORY

CASE1 川越あいぞの里由

CASE2 坂本洋子さんの里由

CASE3 岡崎かをりさんの里由

CASE4 藤澤守さんの里由

This screenshot shows the '里親STORY' section of the website. It features a blue header with the text '里親STORY'. Below the header are four featured stories, each with a small photo and a title. The stories are: CASE1 川越あいぞの里由, CASE2 坂本洋子さんの里由, CASE3 岡崎かをりさんの里由, and CASE4 藤澤守さんの里由. Each story has a 'READ MORE' link below it.

インターネット広告等の実施

広報内容

月間ユーザー数約4,500万人のTwitterやYahoo!のトップページ（スマートフォン）、Googleなどのインターネットに広告を掲載し、特設サイトへの誘導を行う。また、Yahoo!及びGoogleは年齢などでターゲットを絞って広告を運用・配信する。



<特設サイト>



地上波テレビCMの実施

広報内容

日常的に接触頻度が多く、社会的影響力のある地上波テレビを活用し、より広く国民に制度の情報を発信することで里親制度の社会的認知の底上げを図る。

地上波（関東ローカル）にてスポットCM（15秒）を放映。

<イメージ>



- エリア：関東ローカル
- 放送時期：2020年10月1日～31日
- 秒数：15秒
- 回数：10本 放送時間指定なし（早朝深夜帯含む）
- エリア人口：関東地区世帯数19,866千世帯
関東地区人口43,115千人
※住民基本台帳（総務省公表、2016年1月1日現在）

<広告放映番組>

- ・徹子の部屋
- ・パネルクイズ アタック25
- ・ワイド!スクランブル
- 他

シンポジウムの開催

広報内容

10月の「里親月間」を盛り上げ、里親制度及び特別養子縁組制度の関心層に直接的アプローチを行う場として、会場参加とオンライン参加が可能であるシンポジウムを開催。

○第1部（里親制度）

- ・制度解説
- ・パネルディスカッション（登壇者）
 - ・現役里親
 - ・日本女子大学 林浩康教授
 - ・眞鍋かをりさん

○第2部（特別養子縁組制度）

- ・制度解説
- ・河瀬直美監督のビデオメッセージ
- ・パネルディスカッション（登壇者）
 - ・武内由紀子さん
 - ・民間あっせん機関職員
 - ・日本女子大学 林浩康教授

<開催概要>

子どもたちにあたかな「家庭」を
厚生労働省
参加費無料
オンライン中継あり
里親制度・特別養子縁組制度
シンポジウム
日時 10月10日(土) 13:00~15:30 (12:30開場)
会場 浜離宮朝日ホール 小ホール(東京・築地) 定員 150名様(オンライン中継は250名様) ※いずれも事前申込制、応募者多数の場合は抽選。
第1部 13:10~14:00 「広げよう『里親』の輪」
13:10~13:25 制度解説 林浩康さん(日本女子大学教授)
13:25~14:00 パネルディスカッション 「里親の輪を広げるには」 斎藤直巨さん・竜さん(現役里親) 林浩康さん 眞鍋かをりさん(タレント)
第2部 14:15~15:30 「『特別養子縁組』という家族の形」
14:15~14:30 制度解説 林浩康さん
14:30~14:50 スペシャルトーク 河瀬直美さん(映画監督)※ビデオ出演
14:50~15:20 パネルディスカッション 「多様な家族の形を受け入れる社会に」 武内由紀子さん(タレント・女優) 小川多鶴さん(アクロスジャパン代表) 林浩康さん
河瀬直美さん 武内由紀子さん
キャラクターデザイン：伊藤有希

ポスター・リーフレットの配布・掲示

広報内容

- ・首都圏の公共交通機関（一部）にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設・公共機関でポスター・リーフレットを掲示や配布を依頼。

<ポスター>



<リーフレット>



<表面・裏面（制度概要）>

- ・里親の種類
- ・里親になるまでの流れ
- ・里親への支援

<中面（インタビュー記事）>

- ・共働きで里親をされている方
- ・里親家庭で育った方
- ・里親を支援している方（フォスタリング機関）
- ・有識者の方

映画とのタイアップ

広報内容

<タイアップ内容>

「里親制度」や「特別養子縁組制度」を効果的に周知するために、タイアップポスターの作成及び特設サイトを開設。

①タイアップポスターの作成

都道府県等を通じて、全国の公共施設・公共機関での普及啓発ポスターの掲示を依頼。

②特設サイトの開設

厚生労働省のホームページ内にタイアップについての特設サイトを開設し、「里親制度」及び「特別養子縁組制度」を紹介。

<映画概要>

一度は子どもを持つことを諦めたが「特別養子縁組制度」という制度を知り、男の子を迎え入れる夫婦と実の子を育てることができなかった少女の様子を描いた作品。



FESTIVAL DE CANNES
OFFICIAL SELECTION
2020

河瀬直美×辻村深月 感動ミステリー映画化。

あなたは何者ですか。

朝が来る

監督・脚本・撮影：河瀬直美

原作：辻村深月 脚本：浅田美代子

10.23
11:30
Roadshow

子どもを育てたいと願うあなたへ
～温かい家庭を必要とする子ども達がいま～

厚生労働省 法務省
特別養子縁組制度について 検索
里親制度等について 検索

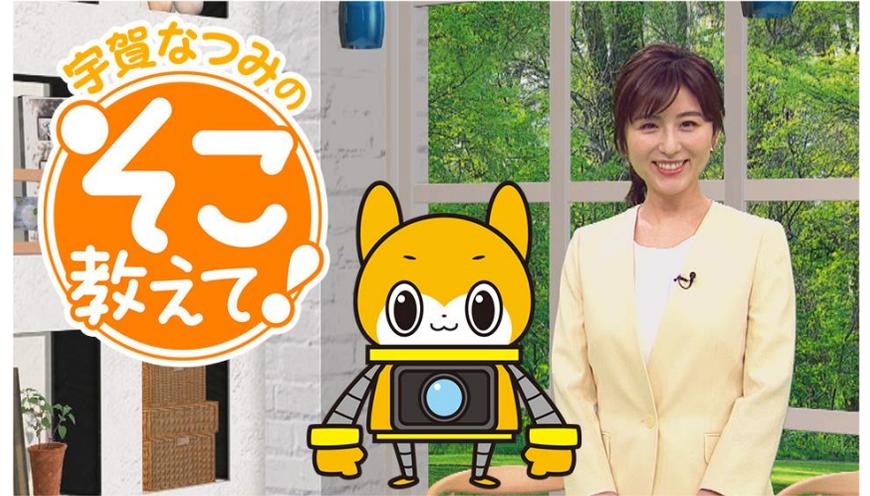
児童相談所相談専用ダイヤル
「0570-783-189(なやみ・いちはやく)」

政府広報の活用（テレビ）

広報内容

① 番組情報

- ・ 番組名：「宇賀なつみのそこ教えて！」
- ・ 放送局：BS朝日
- ・ 放送日時：10月16日（金）18:00～18:30
（再放送：10月23日（金）18:00～18:30）



② 放送内容

1. 里親制度について、有識者の方による説明（趣旨や里親への支援、研修等について）
2. 現役里親（共働き世帯）の方への取材
3. 里親に対する様々な支援を実施しているフォスタリング機関への取材
4. 里親家庭で育った方への取材

政府広報の活用（ラジオ）

広報内容

① 番組情報

- ・ 番組名：「柴田阿弥とオテンキのりのジャパン5.0」
- ・ 放送局：文化放送をはじめNRN系列全国19局ネット
- ・ 放送日時：10月18日（日）12:20～12:35

（※）曜日・時間は放送局によって異なる。

② 放送内容

1. 里親制度の趣旨や目的について
2. 里親になるための条件や手続き等について
3. 里親の種類や特別養子縁組制度との違いについて
4. 里親が養育する際に受けられる支援や里親手当等について

